

平成23年人事院公示第18号の一部を改正する人事院公示案の概要

I 趣旨

学校教育法に基づく短期大学又は同法に基づく高等専門学校（以下「短期大学等」という。）を卒業した者及び採用試験の第1次試験の日の属する年度（以下「試験年度」という。）の3月までに短期大学等を卒業する見込の者と同等の資格があると人事院が認める者については、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）等一部の採用試験の受験資格を認めているところである。

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）による改正後の学校教育法（昭和22年法律第26号）第58条の2の規定により、平成28年4月1日から大学への編入学の特例が認められることとなる「修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす高等学校の専攻科の課程」を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込の者についても、上述の短期大学等を卒業した者及び短期大学等を卒業する見込の者と同等の資格がある者と認めることとする。

また、現在、当該短期大学等を卒業した者及び短期大学等を卒業する見込の者と同等の資格がある者として「専修学校の専門課程のうち人事院が定める一定の基準を満たす課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込の者」に受験資格を認めている規定について、専修学校の専門課程に係る大学への編入学の特例を定めた学校教育法第132条に規定する「修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす課程」を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者を当該同等の資格がある者とするよう改正することとする。

II 改正内容

- 1 学校教育法第58条の2に規定する高等学校の専攻科の課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込の者については、短期大学等を卒業した者及び短期大学等を卒業する見込の者と同等の資格がある者と認め、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）等の採用試験の受験資格を認めることとする。
- 2 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込の者については、短期大学等を卒業した者及び短期大学等を卒業する見込の者と同等の資格がある者と認め、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）等の採用試験の受験資格を認めることとするよう改正する。
- 3 2の改正の施行の際、現在の規定では受験資格が認められているが改正後の規定では受験資格が認められないこととなる専修学校の専門課程を履修している者について、施行後も引き続き受験資格を認めるよう所要の経過措置を講じる。

III 施行期日

公 布：平成28年 2 月(予定)

施 行：平成28年 4 月 1 日